(6)　次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、7地域に区分されるものとする。

| | |
|---|---|
| 茨城県 | 神栖市（旧波崎町に限る。） |
| 千葉県 | 銚子市 |
| 東京都 | 大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村 |
| 静岡県 | 熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町（旧西伊豆町に限る。） |
| 三重県 | 尾鷲市、熊野市（旧熊野市に限る。）、御浜町、紀宝町 |
| 和歌山県 | 御坊市、新宮市（旧新宮市に限る。）、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町 |
| 山口県 | 下関市（旧下関市に限る。） |
| 徳島県 | 牟岐町、美波町、海陽町 |
| 愛媛県 | 宇和島市（旧津島町に限る。）、伊方町（旧伊方町を除く。）、愛南町 |
| 高知県 | 高知市（旧高知市、旧春野町に限る。）、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、いの町（旧伊野町に限る。）、大月町、三原村、黒潮町（旧大方町に限る。） |
| 福岡県 | 福岡市（博多区、中央区、南区、城南区に限る。） |
| 長崎県 | 長崎市、佐世保市、島原市（旧島原市に限る。）、平戸市、五島市、西海市、南島原市（旧加津佐町を除く。）、長与町、時津町、小値賀町、佐々町、新上五島町 |
| 熊本県 | 八代市（旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。）、水俣市、上天草市（旧松島町を除く。）、宇城市（旧三角町に限る。）、天草市（旧有明町、旧五和町を除く。）、芦北町、津奈木町 |
| 大分県 | 佐伯市（旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る。） |

備考　この表に掲げる区域は、平成26年4月1日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。

別表第2中「地域の区分」を「地域区分」に、「Ⅰａ」を「1」に、「Ⅰｂ」を「2」に、「Ⅱ」を「3」に、「Ⅲ」を「4」に、「Ⅳａ」を「5」に、「Ⅳｂ」を「6」に、「Ⅴ」を「7」に、「Ⅵ」を「8」に改める。

**附　則**

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

## ○経済産業省国土交通省告示第六号

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十八条第二項第二号ロの規定に基づき、国土交通大臣及び経済産業大臣が指定する方法を次のように定め、平成二十六年十月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏

消費税法施行令第十八条第二項第二号ロの規定に基づき、国土交通大臣及び経済産業大臣が指定する方法

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十八条第二項第二号ロに規定する国土交通大臣及び経済産業大臣が指定する包装の方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法によるものとする。

一　輸出物品販売場（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第八条第六項に規定する輸出物品販売場をいう。次号において同じ。）を経営する事業者が、消耗品（消費税法施行令第十八条第一項に規定する消耗品をいう。次号において同じ。）を譲渡する際に、次に掲げる要件の全てを満たす袋に入れ、かつ、封印（開封された場合に、開封されたものであることを示す文字が表示されるシールの貼付けによる封印をいう。次号において同じ。）する方法。ただし、当該消耗品の鮮度の保持に必要な大きさであり、かつ、当該消耗品を取り出せない大きさの穴を設けることを妨げない。

イ　プラスチック製であり、使用される状況に照らして十分な強度を有するものであること。

ロ　無色透明又はほとんど無色透明であること。

ハ　本邦から出国するまで開封してはならない旨及び消費税が免除された物品を消費した場合には消費税が徴収される旨が日本語及び外国語により記載されたもの又は記載された書面が貼り付けられたものであること。

ニ　内容物の品名及び数量を外側から確認できない場合にあっては、内容物の品名及び品名ごとの数量が記載されたもの又は記載された書面が貼り付けられたものであること。

二　輸出物品販売場を経営する事業者が、消耗品を譲渡する際に、次に掲げる要件の全てを満たす箱に入れ、かつ、封印する方法。ただし、当該消耗品の鮮度の保持に必要な大きさであり、かつ、当該消耗品を取り出せない大きさの穴を設けることを妨げない。

イ　段ボール製、発泡スチロール製等であり、使用される状況に照らして、十分な強度を有するものであること。

ロ　内容物の品名及び品名ごとの数量が記載されたもの又は記載された書面が貼り付けられたものであること。

ハ　本邦から出国するまで開封してはならない旨及び消費税が免除された物品を消費した場合には消費税が徴収される旨が日本語及び外国語により記載されたもの又は記載された書面が貼り付けられたものであること。

## ○経済産業省環境省告示第一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十二条第二項第二号ニの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量（平成八年十二月厚生省通商産業省告示第三号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃

「

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 二六九、五二〇 | 九九、四五六 | 一二八、五九六 | 八、〇一〇 | 九、三三四 | 一、七六一 | 一八、二八七 |
| 二二六、七三六 | 七七、六五六 | 一五七、三九〇 | 八一五 | 五、七四七 | 六、八七八 | 二六、五七九 |

」

「

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 二七九、三六八 | 九〇、二九六 | 一四三、六四七 | 八、六〇五 | 七、三四〇 | 八三五 | 二一、〇七三 |
| 二七二、三九四 | 九〇、八〇六 | 一五二、七五一 | 一、一一七 | 二、〇三五 | 九、五一五 | 三四、三六二 |

」